

平成 23 年 8 月 24 日
都市局都市計画課

**平成 23 年度まちづくり計画策定担い手支援事業の
助成対象事業主体の第 3 次募集開始について**

～ 地権者組織等による都市計画の提案素案作成費用を国が支援 ～

国土交通省では、市街地の整備改善につながる都市計画の提案の促進を図ることを目的として、地権者組織をはじめ、地域におけるまちづくりの担い手に対して必要な経費を補助する「まちづくり計画策定担い手支援事業」を実施しています。

このたび本事業について、8 月 24 日(水)から、平成 23 年度の助成対象事業主体の第 3 次募集を実施することとしました。

本事業を活用し、地域の方々が自ら主体となって、地域の現状把握や課題の分析、目指すべき防災性や住環境の検討など専門的な検討を行い、市街地の整備改善に有効な地区計画素案を取りまとめることにより、建築物の自律的な建替え等が促進され、密集市街地、中心市街地、都市再生緊急整備地域等の整備改善が進むことが期待されます。

なお、平成 23 年度は第 1 次及び第 2 次募集で計 17 件の応募申請があり、審査の結果 17 件を助成しました(別紙のとおり)。

～ 詳しくはまちづくり計画策定担い手支援事業 HP

(<http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/ninaite/index.html>)をご覧ください ～

【問い合わせ先】

国土交通省都市局都市計画課 田中、竹之内

TEL:03-5253-8111(内線 32-634) 直通 03-5253-8410

<事業概要>

- (1) 事業主体: 地権者組織 等(専門知識が十分ではなく、調査や提案素案作成を委託する必要がある団体)
- (2) 対象地域: 以下の①②の要件を満たす地域
- ① 都市計画区域内の 0.5ha 以上の地区
 - ② 国策として整備改善を進めるべき以下のいずれかの市街地内の地区
 - ・ 密集市街地(全国で約 25,000ha)
 - ・ 中心市街地活性化法による認定基本計画区域
 - ・ 都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域
 - ・ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画における重点区域
 - ・ 都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 2 項地区
 - ・ 密集市街地整備法による防災再開発促進地区
 - ・ 上記予定区域
- (3) 補助対象: 地区計画等都市計画の提案素案の作成及びそのための調査等を専門家に依頼するのに要する費用(委託費)
- (※「都市計画の提案素案の作成」は必須項目です。)
- ・ 基礎調査(土地利用・建築物に関する現況調査、市街地環境の調査等)
 - ・ 地区診断(地域課題の抽出、建築規制等の導入効果分析等)
 - ・ 都市計画の提案素案の作成
- (4) 補助率: 定額補助(重点密集市街地)
1/2 補助(重点密集市街地以外の地域)
- (5) 補助限度額: 5 百万円/ha(事業費ベース)
- (※ただし、重点密集市街地については、1 地区あたり 20 百万円を限度とします。)
- (6) 平成 23 年度予算: 154 百万円(国費)

<平成 23 年度第 3 次募集スケジュール>

平成 23 年 8 月 24 日(水) 募集開始

応募申請の後、選定委員会を開催し、助成対象事業主体を選定